

社會事業研究所著

近代醫療保護事業發達史

上卷 總說篇

国立保健医療科学院蔵書



10012183

日本評論社

JI
上

15268

藤敏夫藏書	No.
	社會衛生 章 項
	19. 1. 15 購入

齋藤敏夫藏書	No.
	社會衛生 章
	項
	購入

社會事業研究所著

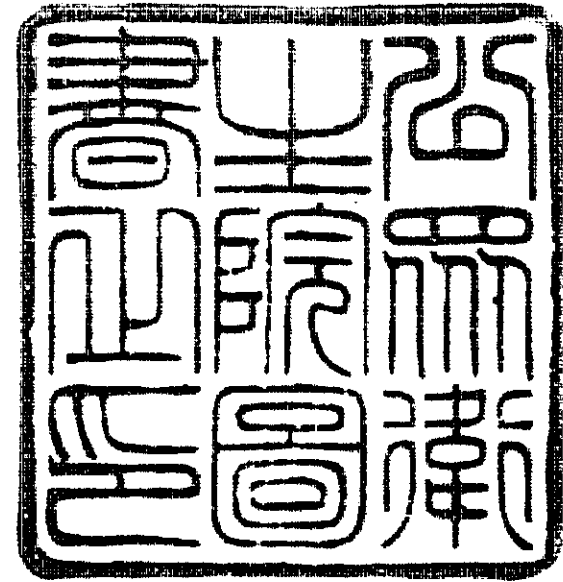
近代醫療保護事業發達史

上卷
總說篇

日本評論社版

昭和35年5月31日
齋藤敏夫氏
借
衛生院

J I
上
15



和名	昭和35年5月31日
入館日	
書名	
巻号	第15268
国立公衆衛生院	

題詞

現代日本の誕生は、明治維新に依つて行はれ、我が國百般の文物制度が之を起點として形成され、展開し來つたことは云ふまでもない。従つて現代日本の社會事業、其の一部門を形成する醫療保護事業も亦明治維新に依つて開展し來つたその延長、繼續であり、發展、進歩であるに外ならない。

今や、我が國一般醫療制度の改新に伴ひ、醫療保護制度も亦時代の要請に應じて、正に一大躍進を遂げんとしてゐる。此の秋に當り、現代に於ける醫療保護制度乃至は醫療保護事業の母體として、今日尙吾々の背後にあつて、其の方向を指示するところある明治時代に於ける醫療制度と關聯して、醫療保護制度や醫療保護事業を検討し、之を解釋し、之を確認することは、極めて重要であり、有意義であると云はねばならない。

本所は茲に鑑みるるところあり、所員太田鼎三をして豫て之が調査研究に當らしめ、茲に「近代醫療保護事業發達史」上、下二巻を編著せしめるに至つたが、先づ上巻總説篇を世に送ることとした。

幸に本書が、斯制度の研究を促進せしめる機縁となり、更に延いては斯業の發達大成に資するところがあれば望外の至りである。

昭和十八年六月

財団法人中央社會事業協會社會事業研究所
 所長 法學博士男爵 穂積 重遠

例言

一、本書は、現代醫療保護制度乃至醫療保護事業の基底を成す明治時代に於ける斯制度及び斯業發展の源委、曲折及び其の経緯、變遷の跡を概述し、以て現代に於けるその由つて來るところを温ね、其の及ぶところを知らんとして執筆したるものである。

一、然しながら、本書の述作には、尠からざる困難に逢著したるが爲め、著者の非才は之を能く成し得なかつた。蓋し困難なる理由の第一は、斯制度乃至斯業の内部的沿革が極めて複雑なるとともに、其の外部的接觸面甚だ廣くして、何處までが醫學史乃至衛生學史であり、何處までが醫療史であり、何處までが醫事衛生史であり、更に何處までが醫療制度史であり、何處までが醫療保護制度史であるかと分明せざるのみならず、時には何處までが政治史であるかの限界すらをも、判然せしめることの容易ならざりしが爲めである。而も其の孰れの部分を缺いても、醫療保護事業史の體系を成さない危険となる故、本研究の方法としては、斯く複雑なる内部的機構と多角なる外部的接觸面とを一應粗上し究明するに非ざれば、其の全貌を把握し難かつたからである。

一、其の第二の理由とするところは、維新後最近に至るまでの近代醫療保護事業史に關係する資料は極めて豊富であつて、之を當時の文獻に徴せんか、むしろ其の眞偽、精不精の判別と取捨選擇とに苦しむ程であつて、著者は此の山積する資料を如何に驅使し、如何に壓縮するか之苦難に逢著せざるを得なかつたことである。而も其の反面に於いては、資料の蒐集半にして、種々の事情より本研究を急ぎ完結せしむるの必要に迫られたので、資料の蒐集は之を中止し、既蒐のもののみを骨子として調査研究を進めることとなつたのである。従つて或る場合に於いては資料の豊富なるに迷路に入り、或る時には其の不足なるに暗中を摸索するに至つたのである。されば、以上の如き困難と障礙とを排し

つゝ一應完結せしめた本書には、尠からず不満足なものを感じるが、讀者に何等かの示唆を與へるところのものありとすれば、本書の目的とするところは或る程度まで達せられることとなるわけである。

一、本書全篇の構想としては、總説篇(上卷)と各説篇(下卷)とに分けて之を記述することとした。蓋し全體的に各時代に於ける斯制度並に斯業の特徴を明らかにする爲めに、先づ總説を設けて記述することとしたるもので、それには斯業發達の段階に従つて、明治初年より末年に至る四十五ヶ年間を四期に分ち、各時代の背景と斯業の變遷とを能ふ限り關聯せしめて論述した積りである。

一、次に斯業の一般的分類體系に従つて、一般醫療保護事業と特殊醫療保護事業との側面から、夫々各時期に於ける特徴を観る爲めに各説篇を置いて記述することとした。各時代に於ける夫々の事業と制度の特色を闡明することを念として苦心を拂つた積りであるが、たゞ總説と各説とに分けて叙述したるが爲め、重複的記述のあるのは是又遺憾である。然しある程度まで止むを得ぬこととして讀者の諒恕を乞ふ次第であつて、思ふに一般的に總説に於いて論じたることを、再び各説に於いて言及しないといふことは事實不可能であり、之を強ひて行はんとすれば、各説の叙述を全く死物化する虞なしとしないからである。

一、而して各説に於いて斯業機關の沿革より救療の手續、方法等に關して些か煩に互るまでに詳述した。畢竟今日に於いて其等機關の沿革史的記述を集成するに非ざれば、數年ならずして資料の散佚して之を記述するの困難なるべきを老婆しての所作である。従つて各説第二章は一般醫療保護事業機關の沿革史であり、之を獨立せしめるならば、一般醫療保護事業施設沿革史とも稱し得べきものである。又第三章以下は特殊醫療保護事業の夫々について、初めに發達の史的展望を試み、次いでやゞ詳細に互つて年次的に之を記述することとしたが、是又總じていへば、夫々獨立したる特殊醫療保護事業史であり、四十有數年の永きに互る特殊疾病に對する豫防撲滅運動史でもあるわけである。

一、尠ぼ特殊醫療保護事業については、花柳病、トラホーム等に關しても論述する豫定であつたが、斯くては餘りに浩瀚となるので之を一切割愛することとした。

一、醫療保護事業の創始者として將又功勞者として幾多傳ふべき人物があり、此等の人々を傳記するの必要あるを認めたと、斯くては上下二卷を以て到底完成し得ないので、是又他日に期することとした。

一、本書の述作に當り、吾が醫療保護事業界の功績者として今日譽樂として居られる方々も尠くないので、史實の正鵠を期する爲めにも、其等の人々を訪ね之を訊したかつたが、其の餘裕なく、又現存する施設についても實地調査するの暇なく、全然之を成し遂げ得なかつた。従つて記述には魯魚の誤なきを保し難いが、然しことをいやくもせず、専ら文獻資料を所依として叙述し、其の出據を明らかにする爲めに夫々文獻資料を註記しておいた。

一、とはいへ、前述したるが如く正確なる資料ともなるべきものゝ蒐集意の如くならざりしが爲めに、摺摺援引、時に其の當を得ず、或は精に流れ或は粗に走り、其の結果、叙事の粗笨なる、紕繆の匡正すべき點もあり、亦記述漏れ等のあることをおそれるゝものである。幸に江湖識者の叱正を得るあつて、之が訂正増補を向後の業を護ることとする。

一、終りに本書の編述に際し、資料の提供を始めとし、數次の照會に對して回答を賜はる等、種々の便宜を與へられたる官公廳並に公私團體の厚意を特記して深謝するとともに、資料の閱覽に關して格別の利便を與へられたる帝國圖書館、大橋圖書館、日比谷圖書館、司法省調査部研究室、市政専門圖書館、社會事業會館圖書館等の配慮に篤く謝意を表する次第である。尠ぼ又日本評論社が此の編著の上梓を快諾されたことを、感銘深く思ふものである。

一、因みに本論纂は、本研究所員太田鼎三の執筆するところである。

昭和十八年六月

目次

題詞 (穂積重遠)

例言

第一章 緒言……………

第一節 醫療保護事業の必要性……………

第二節 明治維新以前の醫療保護事業……………

第三節 明治時代醫療保護事業の劃期……………

第二章 醫療保護事業の萌芽時代……………

第一節 開國政策と泰西醫學採用の御沙汰……………

一、維新開國と泰西醫學導入の端……………

二、洋醫學採用の建白と御沙汰……………

三、施療病院設立の御沙汰と醫療機關の興起……………

第二節 明治新政府の醫育及び醫療政策……………

一、新政府の醫育策と醫界の趨勢……………一七

二、泰西病院組織の移植と當時の病院……………二二

三、衛生行政機關の創置……………二六

四、醫制發布と開業醫制度……………二九

第三節 明治新政府の醫療保護政策……………三三

一、明治初期に於ける社會經濟狀態と醫療保護……………三五

二、特殊立法に現はれた醫療保護政策と特殊醫療制度の濫觴……………三九

第四節 醫療保護事業發生の狀況と其の分布……………四四

一、醫療保護事業發生の概要……………四四

二、府藩縣立病院を中心とする兼營醫療保護事業……………四七

 ①關東區 ②近畿區 ③東北・北海道區 ④中部區 ⑤中國區 ⑥四國・九州區

三、民間に於ける醫療保護事業……………五〇

四、外國宣教師醫の醫療保護事業……………五三

五、岸篤の施療病院設立必要論……………五五

第五節 醫療の資本主義化と醫療保護事業……………五九

一、官公立病院設立の景況と目的轉移……………五九

第三章 醫療保護事業の建設時代……………六六

第一節 建設期に於ける國民生活と醫療保護事業……………六六

一、長與衛生局長の病院論と貧困者施療策……………六六

二、開業醫制度の確立と醫療保護の貧困化……………六九

第二節 醫療保護機關必要論と其の設立運動……………七三

一、救療病院設立必要論の主張……………七三

二、府縣會等に現はれた救療病院設立運動の展開……………七八

三、大日本醫會の施療病院設立請願建議運動……………八〇

四、後藤新平の救療制度に關する識見……………八六

第三節 一般醫療保護機關の興起と其の企劃……………九〇

一、一般醫療保護機關の内容……………九〇

二、關東地方に於ける景況……………九四

三、近畿地方に於ける景況……………一〇六

四、中部地方に於ける景況……………一三三

五、東北・北海道に於ける景況……………一三三

六、中國・四國・九州に於ける景況……………一三五

第四節 政府の衛生行政と醫療保護策 附 疾病保險制度必要の氣運……………一三六

一、衛生行政機構の整備と醫療保護……………一三六

二、傳染病豫防制度の發達と貧困傳染病者救療制度 附 風土病として脚氣病對策……………一三九

三、地方行政廳の一般醫療保護對策……………一四〇

四、窮民救助法案に現はれたる醫療保護政策……………一四〇

五、産業衛生制度並に疾病保險法必要の氣運……………一四三

第四章 醫療保護事業の進展時代……………一四六

第一節 社會問題の發展と救療論の新展開……………一四六

一、日清戰役後の國民經濟と社會政策的救療論の出現……………一四六

二、後藤新平の社會政策的救療保護制度實施の提唱と其の實踐……………一五六

(1)伊藤博文への建白書に示されたる醫療保護策 (2)明治恤救基金案に示された醫療保護政策 (3)「恤救法案」及び「救貧稅法案」の議會提出と醫療保護 (4)帝國施療病院設立外五件に關する建議に現はれたる醫療保護策 (5)「救濟衛生制度ニ關スル意見」建白と其の醫療保護策 (6)事務引繼書に現はれた救貧衛生策……………一五六

三、窪田靜太郎の「救濟制度に關する意見」に現れた救療論……………一五三

四、醫家の新醫療保護論……………一五二

第二節 官公立病院廢止論と施療病院設立運動……………一五二

一、地方醫會の公立病院廢止論……………一五二

二、大日本醫會の施療病院に關する建議請願運動……………一五三

三、施療病院設立に關する請願貴族院通過……………一五三

四、地方赤十字社病院設立の建議……………一五三

第三節 日清戰役勃發に依る特定醫療保護事業の興起……………一五三

一、軍事援護醫療保護事業の發生と其の活動……………一五三

二、解備軍夫救護會の設立と軍夫救療……………一五七

三、海員救療機關設立の計畫……………一五八

四、勞働者衛生保護法制定の必要論……………一六六

第四節 特殊社會立法に依る醫療保護政策……………一六二

一、「行旅病人及行旅死亡人取扱規則」に現はれた醫療保護策……………一六二

二、「罹災救助基金法」に現はれた醫療保護政策……………一六三

三、「恤救法案」に現はれた醫療保護施策……………二九四

四、「救貧法案」に具現せんとしたる醫療保護政策……………二九五

第五節 醫療保護事業機關發達の狀況……………三〇一

一、一般醫療保護事業發達の概要……………三〇一

二、特殊醫療保護制度樹立の氣運……………三〇三

(1)精神病者保護制度の確立 (2)癩豫防策確立の要望 (3)結核の豫防撲滅に関する世論の喚起……………三〇三

第五章 醫療保護事業の擴充時代……………三八

第一節 施藥救療の大詔渙發と醫療保護事業の擴充……………三八

一、日露戦役後の社會相と醫療保護事業擴充の契機……………三八

二、施藥救療に関する勅語と 聖旨……………三二

第二節 優詔渙發による輿論の喚起……………三六

一、施藥救療事業に對する輿論の覺醒……………三六

二、國家醫學會の救療問題討究……………三〇

三、施藥救療の優詔と各府縣醫師會等の活動……………三四

第三節 優詔渙發による朝野の救療計畫……………三五

一、朝野戮力による濟生會の成立……………三五

二、大詔渙發による新醫療保護事業の發生……………三七

第四節 醫療保護事業進展擴充の狀況……………三六

一、一般醫療保護事業に於ける擴充……………三六

二、特殊醫療保護事業の進展……………三九〇

(1)結核豫防に関する國論の興起 (2)脚氣病調査機關の設置 (3)救癩制度の創始 (4)精神病に對する世論の覺醒……………三九〇

三、軍事援護救療活動の展開……………三五

索引……………三九

第一章 緒言

第一節 醫療保護事業の必要性

凡そ天地間に生を享受したものは、禽獸蟲魚に至るまで、其の生存を欲しないものはない。況んや人類に於いて、其の生命を重んじ、其の健康の保持を要望して止まないのは自然の欲求である。而も健康が、國家活動の源泉であり、國運進展の根柢であつて、國防の安全も、産業の發達も、齊しく國民の健康に基調を置いてゐることに思を致す時、健康こそは正に國家社會存立の第一義であるといはねばならない。されば人類生活上、國家社會の存立發展上、健康保持の爲めの方法としての醫療を一日も缺くことの出来ないのは、蓋し當然である。而して國家社會の有する本來の責務からすれば、健康保持の爲めに缺くことの出来ない醫療を、全國民に均霑せしむることが最も望ましいことであつて、少くとも健康を害し、疾病に冒された場合には、何人も速かに醫療を受け得ることが可能でなければならぬ。若し假に、疾病の際、何等の醫療をも受け得ない者があるとすれば、啻にそれが一個人の健康の不調破壊、乃至一個人の經濟的損失であるばかりでなく、ひいては國家社會の活動を遲滞せしめ、國家社會の維持發展を阻害する虞なしとしない。然れば、疾病を未發に妨退するとともに、罹病者に對しては速かに醫療を受け得る施設、制度が講ぜられることが必要である。

現下時局の重大化に伴ひ、國民體位の向上、人的資源の保護育成の爲めの醫療、就中貧困者及び中産階級以下の人々に對する醫療施策、換言すれば醫療保護事業が要請せられるのも、亦正に此の點に存するのである。

第二節 明治維新以前の醫療保護事業

回顧するに、我が國の醫療制度は、明治維新以來正に劃期的發展を遂げるに至り、其の施設に就いて之を見るも、其の方法に就いて之を考ふるも、維新前と維新後とは其の間霄壤の相違がある。

維新前に在つても、既に醫師、藥師等の醫療並に衛生機關があつたが、一般には衛生思想に乏しく、疾病障礙あるに於いて始めて治療の方法を講ずるに過ぎなかつた。而も其の治療の方法たるや、禁厭祈禱に依頼するか、或は家傳藥又は賣藥を服用するを一般とし、而も其の藥劑にはいかゞはしいものも尠くはなかつたのである。かの人參の如きは、最も貴重なる藥劑として珍重され、難病重症者も之を服用することを得れば、死して憾みなしとさへされてゐた。疱瘡の如きも、一般には何人も一度は罹るべきものと覺悟して進んで豫防救治の方法を講ずることなく、「疱瘡は容貌定め」などと俚言してをつた程であつて、傳染病に對する豫防制度の如きも亦殆んど存しなかつたと稱してよい。

更に醫療保護施設乃至は方法に就いて見るに、全然其の施設方法がなかつたわけではないが、甚だ消極的であり、規模亦狭小なるものであつた。偶々流行病あれば、施藥治療するを一般とし、其の常設的施設としては殆んど見るべきものがなかつたと稱するも過言ではなく、たゞ僅に各藩設立にかゝる醫學所、醫學館或は養生所、施藥所等と稱するものがあつて、赤貧者の一小部分が施藥治療されたに過ぎなく、其の他の者は「醫は仁術」なりと信念する一部醫家の任意的に行ふ施藥救済に全く委ねられてをつたと稱することが出来る。

然るに、世は明治と改まり、百制更改せられるに及んで、一般醫療制度の畫策設定と相俟つて、醫療保護制度に就いても多大の進歩發達を見ることとなつたのである。即ち明治維新に發足された我が醫療保護事業は、急速なる歩調を以て、現代に於ける醫療保護事業の建設へと進むに至つたのである。

以下明治初年より大正に至るまでの四十五年間に、我が醫療保護事業が、如何なる道程を過ぎて今日に至つたか、その發展の迹を覬観することとする。

第二節 明治時代醫療保護事業の劃期

明治維新以來、我が醫療保護事業發達の段階を見るに、其の發達は、明治日本の發展の經緯と略々軌を一にして、次の如き政治的社會的事件であるところの

- 一、明治元年に於ける皇政維新
- 二、明治四年に行はれた廢藩置縣
- 三、明治十年に勃發した西南の役
- 四、明治二十七年、八年に勃發した日清戰役
- 五、明治三十七、八年に勃發した日露戰役

を經とし、之に醫學・醫療等の醫事衛生制度の進歩發達と、更に之に加ふるに、社會經濟事情の推移並に疾病の多少強弱等を緯として、新なる時代を劃しつゝ推移し展開したものと見る事が出来る。而して醫學の進歩發達といひ、社會經濟事情の變遷といひ、皆共に政治社會上の大事件に依つて招來されたものであるから、結局、政治的社會的事件を中心として専ら展開したものと云ふことが出来る。

云ふまでもなく、明治元年に於ける皇政維新は、徳川三百年の專制封建社會の所有する桎梏を打破して、新なる社會の顯現、即ちそれは、我が國本然の姿なる一君萬民の社會の再顯現を期して行はれたものであつた。而して此が爲めには、所有する分野に互つて革新が斷行せられたのであつたが、社會事業、其の一部門を形成するところの我が醫療保護事業も

亦従つて封建體制下に育成され來つた傳統の固殻を脱して、茲に一新の時期を劃するに至つた。即ち維新に伴ふ開國政策による醫學の導入攝取と相俟つて、新なる一步を踏出すこととなつたのである。きり乍ら、新政未だ整はざる明治の初年に於いては、社會事業就中醫療保護事業に關する施設の經始、極めて緊切なるものがあつたにも拘らず、政府としては積極的に之に染指するを得なかつた。漸く明治四年七月の廢藩置縣を劃期として、明治十年の西南戰爭の終結するまでの間に、社會事業に關する四、五の施策を講ずると共に、醫療保護事業に關するものも亦此の間に施設されるに至つたのである。

次いで西南の役が鎮定するに及んで、明治政府の基礎漸く確立するに至り、國內も亦次の社會不安を一掃して、我が國は、政治的にも、社會的にも、將又經濟的にも、其の發展に専念することとなつたのである。斯かる状態は明治二十七年、八年の日清戰爭の勃發するまで繼續したのであつたが、然し社會事業、就中醫療保護事業の急施を要すべきものが尠くなかつたので、此の期間に於いて之に關する施設、制度の興起を見るに至り、維新を出發點とした吾が醫療事業も亦、其の建設の段階に入ることとなつたのである。

それより日清戰役を境として、我が國産業の急激なる發達と歐米思想の著しき移入につれて、社會經濟上に大なる變革を齎すに至つて、醫療保護事業に關する施設の要漸く多きを加へることとなり、茲に又一新時期を劃して新なる發展を見ることとなつた。

更に明治三十七、八年に於ける日露戰役を前後として、歐米資本主義化に異常なる發展を見ることとなつたが、此の發展は、幾多の社會問題を生起誘發せしめるに至つた。従つて此が解決策としての社會事業の重要性が愈々多きを加へると共に、社會識者に依つて社會事業に關する施設、制度樹立の急務が論議されることとなり、それがひいては、幾多施設の創定となつて現はれるに至つた。茲に於いてか、醫療保護事業も亦此の期間を以て一の劃期とするに至り、新な

る時代へと推移轉入することとなつたのである。

斯くの如く政治的社會的事件を中心として主に展開するに至つたと見られる明治以降の我が醫療保護事業は、然らば如何なる時代的區劃を有するかと云ふに、左の如く之を區劃することが、其の全體的發達の過程を最も明かに示すものと考へられる。即ち

第一期 醫療保護事業の萌芽時代（明治元年より同九年頃まで）

第二期 醫療保護事業の建設時代（明治十年より同二十六年頃まで）

第三期 醫療保護事業の進展時代（明治二十七年より同三十六年頃まで）

第四期 醫療保護事業の擴充時代（明治三十七年より同四十五年頃まで）

の四時代に大體區劃することが可能である。素より、是等の區劃は一應の便宜的區分であつて、夫々の時代を明確に限定し得ないものなることは、改めて云ふまでもないことであらう。而して又、醫療保護事業を發達せしめ乃至衰頽せしめた思想的背景を求むるならば、異つた時代區劃を爲し得ることも亦當然であり、更には又醫療保護事業の體系を成すところの夫々の事業の隆替變遷に依つても、別個の時代的區分がなされるであらうが、茲では醫療保護事業の全般に互つて、其の發展の跡を鳥瞰して此の區分を行つたに過ぎない。

第一期なる醫療保護事業の萌芽時代は、明治元年より同九年頃に至る期間であつて、此の時期はあらゆる意味に於ける革新時代であつたと同時に、萌芽の時代でもあつた。此の革新に伴ふ萌芽は、明治維新に其の出發點を見出し得ることとは云ふまでもなく、次いで斷行された廢藩置縣を更に出發點としてゐる。つまり元年に於ける皇政維新と四年に於ける廢藩置縣とを劃期として展開されるに至つたものではあるが、之を醫療保護事業に就いて見るに、其の革新に伴ふ萌芽は、主として前者を劃期として展開されてゐる。即ち皇政維新に由る開國政策の結果齎されてゐるのであつて、其の

第一は維新開國に伴ふ洋醫學の採用である。此の洋醫學の採用は、從來の皇漢醫學の躓ての廢棄を意味することは云々までもなく、又在來の醫療保護事業の形態を新なるものに脱化せしむる一大要因となり、更に進んでは、斯業の萌芽、發達、建設への前進でもあつたのである。而して此の洋醫學採用の端緒は、明治元年三月七日、明治天皇の下し賜はる窮民の疾病に不行届なからしむる爲めの施療病院設立に關する。御沙汰によつて開かれるに至つてゐる。第二は、同じく元年閏四月六日に於ける御沙汰は、我が國從前の醫療保護事業に生命を吹き込み、新なる醫療保護事業を萌芽せしむる一大契機となつたのである。前述の如く明治元年に於いて早くも洋醫學の導入攝取となつて、醫事衛生上の改革が行はれ、次いで醫療保護事業の朝廷に奉還せられたるに止まり、各藩は依然として舊幕時代の如く各地にあつて地方政治の實權を掌握して居つたから、かかる情況に於いて、醫事衛生上の統一的改革が、政府の名に於いて行はれる筈はなかつたのである。たゞ各藩が夫々必要な限度に於いてのみ政府の布告に基いて施設したに過ぎなかつた。然るに、廢藩置縣の斷行は、封建支配體制を名實共に徹廢して、中央集權的國家を實現するに至り、明治政府の基礎を安固ならしむることが出來たのであつた。されば、此の時を期期として明治政府の社會經濟的改革が相繼いで斷行されたのであるが、醫療制度上に於いても改革に伴ふ新萌芽を見ることがなつたのである。其の第一は、明治七年八月十八日に於ける「醫制」の公布であつて、本醫制は全國的に施行されたものではなく、先づ東京・京都・大阪の三都に試験的に行はれることとなつたものであるが、我が國に於ける醫事衛生に關する統一的法制の創始であつて、爾後の施設は殆んど之に則つて行はれるに至つたと稱するも過言でない。本醫制に於いて、醫療保護制度に關するところのものは極めて少く、むしろ現今開業醫制度を發達せしめると共に、醫療の營利化を招來せしむるに至つたものと目されるものが尠くないが、ともかく、我が國醫療制度の一大革新

を促す期期的立法であつたのである。

尋いで明治八年八月八日、太政官達第四十號を以て「惡病流行ノ際貧困者救助方概則」が公布され、單行醫療保護立法の創始を見ることとなつたのである。

廢藩置縣後、斯くの如く醫療制度に關する政府の施設を見るに至つたが、然し乍ら、此の期間に於ける斯かる改新は、主として法制の上に施した改革であつて、所謂萌芽、創始の域を脱せず、それが社會の實生活の上に現はれた影響は、未だ云ふに足らなかつた。其の影響が社會の表面に現はれてくるには、少くとも第二期である明治十年頃から同二十六年の期間に之を待たねばならなかつたので、茲に於いてか、此の時代の後を承けて第二期醫療保護事業の建設時代が展開されるわけである。

第二期醫療保護事業の建設時代は、明治十年頃から同二十六年頃まで、日清戰役勃發前までの期間を指稱するのであるが、此の期間は、前代の革新に伴ふ萌芽の域を脱して、新なる建設が行はれた時代である。

惟ふに、明治初年以來、相繼いで斷行された政治、經濟、社會上の革新は、明治十年の西南戰爭の鎮定を期期として一應終結を見るに至り、次の發展に備へる準備、建設の時代に入つたと見ることが出来る。我が醫療保護事業に於いても略々之と同様であつて、前時代に施設された制度の不備、缺漏を補整すると共に、建設の段階に入ることとなつたのである。然しながら、醫療保護事業そのものに就いていへば、建設として喜ぶべき現象ではあつたといふものゝ、其の建設への道程乃至背後には、貧困者の増大といふ好ましからざる事情があつたので、此が匡救の一策として醫療保護事業の建設が行はれるに至つてゐる。

蓋し貧困者の大量的發生といふ社會的條件の下に、醫療保護事業の建設を見るに至るのは當然であるが、然し此が建設に拍車を加へるに至つた原因としては、第一に前期に於いて設立された醫療機關の目的の變移、第二に前時代に於いて

て、既に法的に確實なる基礎を與へられるに至つた開業醫の營利化等があることを列擧しなければならぬ。前者は設立の當初に於いて醫療機關の必ず有すべき本来の目的乃至使命とした貧困者の治療を次第に放棄するか、若しくは等閑視するに至つたことであり、後者は開業醫が自己の生活擁護の必要上、貧困者の治療を漸次見放すに至つたことであつて、開業醫の救療活動には、當時大いに見るべきものがあつたとは云ひながら、其の活動すら、生活擁護の立場から爲されてゐることが尠くないのである。茲に醫療保護事業が建設の時代に至る必然性があつたわけであつて、此の期間に於いて貧困者救療の爲めの醫療保護機關、所謂治療病院設置の必要が論議されると共に、其の設立を見るに至つてゐる。而も此の時代に於いて、政府は著々衛生行政機構の整備を圖り、醫療保護制度に關しても亦施設するところがあつた。殊に地方行政廳に於いては、政府の施設に先立つて或は貧困者救療規則を制定し、或は治療券發行規則を公布して、醫療保護制度の建設に力を盡すところがあつて、正に建設時代を現出してゐる。

第三期なる醫療保護事業の進展時代は、明治二十七年頃より同三十六年頃までの期間を便宜稱するのであるが、此の時代は、我が醫療保護事業の新たな發展を見るに至つた時期である。此の新たな發展は、云ふまでもなく、日清戦役といふ未曾有の大戦勃發に由つて刺戟促進せられ、更に其の大勝利に依つて、一段の發展が誘致されるに至つてゐるのである。

明治二十七年八月一日、宣戰の詔勅一度渙發せられるや、我が國は總力を擧げて戰爭目的の完遂に奮直前進するに至つたが、戰爭を契機として軍事援護事業が大に興起することとなつた。之を醫療保護事業に就いて見るに、是れ亦新たな展開を示すに至り、醫療に依る軍事援護活動、換言すれば軍事援護醫療保護事業活動が興り、出征軍人、軍屬、遺家族のみを對象とする醫療による保護活動の外に、從軍人夫醫療保護の爲めの活動も亦活潑に行はれることとなり、茲に醫療保護事業の新たな發展を見ることとなつたのである。

而して此の大戦が、大勝利の中に終結するに及んで、明治維新以來二十數ヶ年を費やして發達し來つた我が國經濟をして、其の資本主義的發展の上に一大轉機を與へ、産業は一大勃興の氣運を示し、急速なる歩調を以て近代資本主義へと飛躍するに至つた。然し乍ら、斯かる資本主義への進展は産業革命を招來せしめることとなり、其の結果、勞働問題、農民問題、貧困問題等、幾多の社會問題を激成せしめることとなつた。茲に於いてか、是等の相繼いで生起する社會問題に解決を與へんとして、種々の主義主張が稱へられるに至つたが、社會事業、就中醫療保護事業に關しても從來に會て見ることの出来なかつた新たな主張が爲され、其の爲め從來の醫療保護論に新たな展開を見ることとなつた。即ち社會政策的見地より醫療保護制度樹立の急務が各方面より熾烈に論議されることとなり、醫療保護問題は社會の注視を集めんとするに至つたのである。かくして右の如き社會狀況は、議會をして醫療保護機關としての治療病院設立に關して論議せしめるまでに至り、更に勞働者を對象とする醫療保護施策たる勞働者強制疾病保險制度や工場衛生制度等の制定論をも擡頭せしめることになつたのである。

第四期醫療保護事業の擴充時代は、明治三十七年以後同四十五年に至る間を指稱するのであるが、此の時代は、前時代に於いて進展した醫療保護事業に次ぐに擴充を以てした時代であつたと云ふことが出来る。顧みるに我が國産業・經濟は、日清戦役以來飛躍的に發展したが、此の發展は、明治三十七年に於ける日露戦役を劃期として更に大巾の飛躍を遂げるに至つた。即ち日露戦役に於ける大捷の結果は、一躍我が國をして諸列強國と相伍せしめるに至り、かゝる國運の隆昌と相俟つて各種産業が著しく振興したる上、戦後の經營として政治、軍事上の諸施設相次いで興起するに至つた。然しかゝる産業の飛躍的發展は、國家の財政を俄かに膨張せしめることとなつたが爲め、産業興起といふ事象の反面には、國民の負擔は愈々加重し、國民の生活は益々窮乏を告ぐる状態にあつたのである。それにもかゝらず、國民は累次の戦勝と産業興起の活況とに幻惑せられ、次第に奢侈遊惰の風を趁ひ、人心の頹廢止むところを知らなかつたのであ

る。而もかゝる時潮の蔭には、前述したるが如く、急激なる産業經濟上の發展に由つて招來された貧富の懸隔は愈々顯著に現はれ、貧困問題や勞働問題等の幾多の社會問題を激成せしめつゝあつたのである。従つて斯かる社會情勢に於いては、貧困者に對する醫療保護施策の急施を要すべきものが尠くなかつたのである。

此の時に方り、明治天皇に於かせられては、時勢の推移と貧困者救済の問題について深く、軫念あらせられ、明治四十四年二月十一日紀元節に際し、施藥救済に關する勅語を頒發せられ、尙ほ施藥救済の資として内帑の金百五十萬圓を下賜あらせられ、以て醫療保護施策の上に遺憾なからしめんことを期せられ給うた。茲に於いてか、醫療保護に關する問題は、社會の一大問題として朝野の熾烈なる關心事となるに至り、新なる發展と擴充とに就いて攷究が重ねられ、それに基いて種々の施策が計畫實施されることとなり、斯くて、我が國醫療保護事業に一新紀元を劃するに至つたのである。先づ、聖旨を奉戴して、恩賜財團濟生會が、此の年十月三十日を以て設立されるに至つたことはもとより、更には、大詔頒發に感激賦起して、これまでに曾て見ることの出来なかつた醫療保護事業活動が活潑に展開されると共に、醫療の普及、醫療の社會化を目的とする實費診療事業が興起して、醫療保護事業の發達の上に新时期を劃するに至つた。或は又、特殊醫療保護事業としての結核豫防事業の新活動を見ることとなり、我が國醫療保護事業の發展に伴ふ擴充が、各分野に互つて行はれることとなつたのである。

第二章 醫療保護事業の萌芽時代

第一節 開國政策と泰西醫學採用の御沙汰

一 維新開國と泰西醫學導入の端

明治維新より同九年頃に亙る期間は、常に醫療保護事業に限らず、あらゆる分野に互つての革新であつた。而して此の革新は、既に述べた如く明治元年の皇政維新と同四年の廢藩置縣とを劃期として展開されたものであるが、之を我が醫療保護事業史の立場からいふと、其の革新の次第は、維新に伴ふ開國政策に依つてもたらされたものであつた。

更めて説くまでもなく、明治の維新は、我が國史上の一大改革であつて、我が國に於いて最も完成された徳川の封建制度も、其の制度下に醗酵されつゝあつた尊王・民主思想等の勃興に加ふるに、國際關係、經濟事情等よりして遂に倒壊するに至つたのである。かくて徳川家康の江戸開府より十五代二百六十五年、鎌倉開府以來七百年間の長年月に亙つて持續され來つた専制主義の封建支配體制は撤廢されて、皇政の古に復ると云ふ大旗の下に、維新は實現せられ、我が國は、その本然の一君萬民なる國家體制を整ひ、茲に明治新政府の輝かしき樹立を見るに至つたのである。

維新のこと成るや、明治政府は、開國政策を宣言し、我が國を對外平等の地位に置くことに種々力を盡す所があつた。先づ明治元年正月十五日、外國事務取調掛東久世通禧を神戸に派遣して英・米・佛・伊・蘭・普六國公使と會見せしめて王政復古を報せしめ、又此の日、國內に外國と和親條約を締結したることを告げ、外國との交際は萬機公法に従つて致すべしと、開國を布告してゐる。(1)此の維新の開國政策は、單に外國と和親を結んで開國するといふが如き消極的なもの

のに非ずして、大に國力を培養し兵備を充實して皇威を世界に輝さんといふ、所謂富國強兵を齎さんとする極めて積極的なものであつた。此のことは長多いこと乍ら、元年三月十四日の御誓文と御宸翰とに最も明確に、而も力強く宣明せられてゐる。即ち明治天皇に於かせられては、此の日、公卿、諸侯を會して天神地祇を祭祀あらせられ⁽²⁾

- 一 廣く會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ、盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途、庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ、倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ

朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立ントス、衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ年號月日御諱

といふ五事の御誓文を以てせられ、又御宸翰を下し給つたが、その舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべしとのたまひ、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべしとの御誓文、「萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し給ふ」といふ御宸翰の御旨趣は、右の開國の眞髓を宣示せられたものに外ならないのである。

實に此の御誓文と御宸翰こそは、新日本國家の指導原理となつて、其の進むべき方途を億兆萬民に宣示せられ給つた國是と拜すべく、此が根柢となり、基柢となり、また推進力ともなつて、我が國家が其の後歐米諸國に伍して一大發展をなすこととなり、我が國は急激なる歩調を以て近代文明國家の長生を保育するに至つたのである。従つて、それ

が我が國萬般の上に幾多大なる變革を齎したことは勿論であるが、之を我が醫學、醫育、醫療制度、延いては醫療保護制度について見るも、明治維新は極めて大なる意義を有するもので、實に我が國は、維新以來歐米資本主義諸國の醫學醫育制度等を攝取して、漸次、現今に於ける其等制度、機構の基礎を築くに至つたのである。

註 (1) 東京帝國大學史料編纂所・明治史要 上卷(昭八・一〇)一六頁

(2) (3) 太政官日誌 第五「橋本博・維新日誌 卷一(昭七・五)九一—一〇頁」

二 洋醫學採用の建白と御沙汰

御誓文と御宸翰の聖意に依つて開國のこと國是となり、其の方向が明確に指示された結果、我が國のすべては其の方向に轉じたるため、醫學も亦これまで行はれ來つた皇漢醫學を廢棄して西洋醫學を導入攝取することとなつた。即ち洋醫學を採用することは、御誓文に宣示せられ給つた萬民保全の道であり、富國強兵の實を擧ぐる途でもあつたので、醫學、醫制も亦例外なく西洋文明謳歌の時潮に棹すこととなつたことは素より當然である。さて洋醫學採用の曙光は元年(慶應四年)二月、高階典藥少允高階筑前介が西洋醫學御採用方に關し奉つた左記の建白書に明瞭に記してゐる。

「高階典藥少允高階筑前介建白 元年二月日附

本朝醫學從來漢土之法御採用ニテ私共モ家祖以來漢法ヲ以奉仕罷在候處近來世上西洋醫法盛ニ被相行候ニ付先帝様之御時所向ニ於テハ夷法御採用不被爲在候ニ付和漢之醫法勉勵可仕就テハ醫學所被下置學頭兩人被仰付并ニ講師兩人被補寮官人候得共同寮内ニ於テ異存之者有之一致不仕候儀哉於今醫學取建候事モ無御座其儘廢絶ニ相成誠以敷ケ敷次第ニ奉存候然處今般御政道御一新外國御和親被仰出廣ク宇内ニ皇威御耀被爲遊候御儀ニ御座候得ハ醫道モ御國政ニ於テ御仁濟之御一端ト奉存候既ニ外國ニ於テハ人命ニ拘リ候事故深ク貴重仕各國ニ於テ醫學所醫病院癡狂院等相設ケ醫學ヲ相勸メ偏ク衆庶之疾苦ヲ濟ヒ候事ニ御座候元來外國之風俗何事ニ不拘研究ヲ重シ日新之學ヲ貴ヒ候得ハ切瑳之功日

ニ加リ漢土古來之法ニ勝レ候事モ御座候然處同寮内ニ於テ漢法修行之儀サハ廢絶仕候事ニテ切瑳ノ功モ無之唯家傳之法ニ因循シ秩祿ヲ世襲仕等閑ニ打通候事誠以無其加次第ニテ私共ニ於テハ深ク嘆息罷在候得共今日之形勢ニ至リ候テハ難打捨置儀ニ奉存候ニ付何卒早々醫學開講可仕被仰出和漢之醫法講習之儀ハ勿論西洋醫法ニテモ所長ヲ採用仕廣ク醫學ヲ勸メ猶又醫病院等被相設鯨寡孤獨貧窮無資行旅艱難之者へ御施藥被下置皇國ニ於テモ深ク御仁恤之御政道被爲在候様外國へ御耀ニ相成候様仕度奉存候尤從來和漢之法全備仕候得共西洋法ニモ新規發明之術御座候ニ付御採用相成候テ可然奉存候得ハ以來一同衆法折衷精々修行可仕可被仰出候若又此儀御請不奉申上候輩ハ其旨趣御糺之上ニテ各和漢之醫法精々勉勵仕候様可被仰付候且又皇上ニ於テハ是非和漢之法ノミナラテハ御用不被爲在候御儀ニ御座候得ハ猶更和漢之法切瑳勉勵不仕候テハ不相叶儀ニ奉存候何分從來之舊弊一洗不仕候テハ追々鄙拙之醫道ニ相成外國へ被爲對御國辱ニ相成候事モ御座候哉ト奉存候猶又醫學所并ニ醫病院等御取建ニ付テハ内外雜科修學仕候儀ニ付何卒實學實驗之良醫へ學頭并ニ取締役被仰付官醫ニ限ラス藪澤之醫士ニテモ材藝ヲ以テ御撰舉被爲遊醫學講師ニ可被仰付奉存候醫學ハ誠ニ小道ニ御座候得共皇國御政典御全備之御一端トモ奉存候ニ付不省恐此段奉建言候猶醫學修行仕法之儀ハ前文御採用ニモ相成候ハハ追々可奉申上奉存候 以上

右の建白書中に於いて高階筑前介が、皇威顯揚の爲めに西洋醫學を根幹とする醫道を確立し、醫病院を設立することの緊要なる所以を述べ、更に鯨寡孤獨貧窮者等に對する特別なる醫務の爲めの施藥救護の方法、並に行旅病者に對する救護の方途を樹立して、外國に於ける斯の種事業に一步擡んでるべき施設を講じたき旨を述べてゐることは、孰れも醫務を以て萬民保全の道、富國強兵の一策たらしむべきことをいひしものに外ならない。而も鯨寡孤獨貧窮者に對する施藥救護及び行旅病人への救護の爲めの國家施設の重要性にまで言及してゐることは、醫務保護事業史上注目すべきことであつて、一般醫務制度・施設の樹立、整備と共に、貧窮病者等に對する所謂醫務保護事業の制

度・施設を國家的規模に於いて講ずることが、國家存立發展の爲め將又富國強兵の實を擧ぐる爲め、不可缺であるとしてゐることは、今日に於いても大いに傾聴すべき言であるといはねばならない。

さて、右の建白が御嘉納あらせられ給うたものゝ如く、翌月三月七日、西洋醫術差許の 御沙汰を賜つたので、太政官は即日、自今我が國の醫術は西洋醫術に準據すべきものと、次の如く布告してゐる。

「布告 元年三月七日

西洋醫術之儀是迄被止置候得共自今其所長ニ於テハ御採用可有之被 仰出候事」

斯くして嘉永二年三月幕府の蘭方制禁令以來、外科・眼科等の外治を専らとする西洋醫術にしか惠浴するに過ぎなかつた我が國は、畏くも 明治天皇の宸慮により始めて一般西洋醫術を用ふることが公許されるに至つて、近代醫學確立への途に一步踏出すこととなり、之より漸次一般醫務制度はもとより、醫務保護制度上にも革新に伴ふ創始を見ることになつたのである。

註 (1) 内閣記録局・法規分類大全 第一編 衛生門 衛生總(明二四・三)二二八頁

(2) 同一頁

法令全書 明治元年 六一頁

(3) 金杉英五郎・醫制五十年史(大一一四・一)六一一四頁

富士川游・日本醫學史(昭一六・四)五一二頁、同書附錄 日本醫事年表 六一一二頁

田中香涯・明治大正日本醫學史(昭六・三、再版)一七頁

三 施療病院設立の 御沙汰と醫務機關の興起

前述の如く西洋醫術差許の 御沙汰を契機として、我が國の醫學が、公然西洋醫學採用に其の方向を轉じた時に當り、明治天皇に於かせられては、更に鯨寡孤獨貧窮等の病者施療の機關として病院を設立すべき御悃篤なる 御沙汰を下し

給ひ、次いで病院に於いて療養不行届なからしむべき旨 御沙汰あらせられ給うた。前者は、明治元年閏四月六日、大坂裁判所へ 御沙汰せられたものであつて、その全文を謹記するに左の如くである。⁽¹⁾

「閏四月六日大坂裁判所江御沙汰之寫

大政御一新之折柄、鰥寡孤獨貧窮之者、自然療養不行届、天年之壽命ヲ保コト能ハスシテ、空ク致落命候者有之候テハ可憫事ト、深ク御垂憐被爲 遊、厚キ

御仁惠之思食ヲ以テ、今度於浪華、病院御取建ニ相成、窮民ニシテ疾病療養、不行届之者共 御救助可被爲 在旨、被 仰出候事

閏四月

追而病院取建之場所並醫師人物 制度 規則等、早々取調可申出旨 御沙汰候事」

後者は、同年十月二十四日、太政官より東京府へ達せられたもので、其の達は次の如くである。⁽²⁾

「東京府へ達 元年十月二十四日

病院ノ俄ハ醫者看病方兎角不行届ノ趣相聞候實ニ至仁ノ御趣意ニモ相戻リ甚以不相濟事ニ候依之今般御醫師緒方支蕃少允横山主税大允兩人爲取締出張屹度紀律相立療養行届候様被仰付候尙於其府モ取扱方精々盡力可有之旨御沙汰候事」右の二つの 御沙汰を拜察するに恐懼に堪へない次第で、如何に 明治天皇が鰥寡孤獨貧窮病者等の救療の方途について御軫念遊ばされ給うたかは、明治四十四年二月十一日に渙發せられた施藥救療に關する 勅語と共に銘肝すべきことである。

註 (1) 御親征 行在所日誌 第七號(慶應四戊辰年閏四月六日條)〔橋本博・維新日誌 卷二(昭七・七)二二頁〕

行中 内閣記録局・法規分類大全 第一編 衛生門 病院(明二四・四)四七八頁

法令全書 明治元年 一一七頁

(2) 前掲法規分類大全 第一編 衛生門 病院(明二四・四)四七九頁

第二節 明治新政府の醫育及び醫療政策

一 新政府の醫育策と醫界の趨勢

明治初年に於ける我が國は、歐米資本主義文明國と相伍すべく、富國強兵の實を擧げる爲めにも、又對等國家としての體面を維持する上からも、醫育・醫療制度の急速なる進歩發達を企圖するの要があつた。其故、洋醫學採用の 御沙汰を布告した政府に於いては、醫師の養成と西洋醫學普及の第一著手として、先づ元年六月、幕末一時廢絶した醫學所を再興すると共に、東北征定に當つて横濱に假設した軍事病院を東京下谷の藤堂邸に移して大病院と稱し、醫學所を之に隸屬せしめ、之を以て醫育機關の第一とした。其の後醫學所並に大病院は、此の年十二月、開成所と共に復興した昌平校の總轄するところとなり、翌二年二月、醫學所と大病院は合併されて醫學校兼病院と改稱され、更に六月、昌平校を改めて大學校と稱し、開成所、醫學校の二校を其の附屬とし、十二月、大學校を大學と改稱し、開成所を大學南校、醫學校を大學東校と夫々改稱して共に大學の管理に屬せしめ、著々教育機關の整備と併行して醫育機關の整正にも亦意を用ゐるに至つてゐる。⁽¹⁾

斯くの如く醫育中央機關を設置して醫師の養成に努むると共に、更に醫師の資質向上を計らんが爲め、元年十二月七日、今後學術の成否を試考し、免許を受けたる上開業を要するものとし、此の旨、府縣は豫め諭達すべきを、次の如く布告してゐる。⁽²⁾

「布 告 元年十二月七日

第二節 明治新政府の醫育及び醫療政策

醫師之儀ハ人之性命ニ關係シ實ニ不容易職ニ候然ルニ近世不學無術之徒猥リニ方藥ヲ弄シ生命ヲ誤リ候者往々不少哉ニ相聞大ニ 聖朝仁慈之 御趣意ニ相背キ甚以不相濟事ニ候今般醫學所御取建ニ相成候ニ付テハ屹度規則ヲ相立學之成否術之工拙ヲ篤ト試考シ免許有之候上ナラテハ其業を行フニ不相成様被遊度 思食ニ候條於府藩縣兼テ此旨相心得治下醫業之徒へ改テ申聞置各其覺悟ヲ以益學術ヲ研究可致旨布令有之様 被仰出候事」

これまで醫業に就いて何等の統制もなく、而も布告に所謂「不學無術」の醫師の輩出するに任せたのを、向後試験を課したる上醫師たるの資格を附與すべしとしたことは、醫業に對して大なる統制を加へんとしたものであつて、又以て當路者が如何に醫業を重視したか知られよう。

尋いで明治六年六月十五日、太政官は醫制取調方を文部省に達し、翌年八月十八日醫制が定められて、文部省より東京・京都・大阪三府へ達せられたが、本醫制に、我が國將來に於ける醫育・醫業の方針を示し、皇漢醫學を廢して洋醫學に則るべきを明確にしてゐる。かくて明治九年に及び一月十二日、内務省達乙第五號を以て「醫師開業試験法」を公布して、從來の開業醫は姑く不問にして其の儘開業を認可するも、新に開業せんとする者には、理・化・解剖・生理・病理學等の大意に關する試問を受けしめ、又産、眼、口科等専ら一科を以て開業せんとする者には、其の局部の解剖・生理・病理學等の大意及び手術を試験し、其の成績を内務省に具申せしめて開業免狀を下附することとしたのである。是れ我が國に於ける醫師開業試験施行の始めであるが、試験科目中に皇漢醫學に關するものを全然除外し、總て西洋醫學、醫術に關するもののみを以てしたので、西洋醫學の習得なくしては、何人も新に醫師となり得ないこととなつて、泰西醫學は隆盛するの確實なる根基を有つこととなつたのである。

さて翻つて我が國明治初期に於ける醫界の趨勢を觀るに、維新より四年頃までは幕府時代から行はれ來つた蘭醫學と共に、他面幕末から輸入された英・米醫學がやうやく擡頭し、一時は和蘭醫學にとつて代つて全醫學を席捲せんとするの概があつた。

抑々英・米醫學が我が國に行はれるやうになつたのは、主として米醫ヘボンと英醫ウイリスとの渡來によるものであつて、ウイリスの如きは、文久元年英國公使館附醫官として來朝し、間もなく勃發した戊辰戰爭には、官軍に聘されて東北の征野に赴き、到る處で兵士の創傷を治療し、後横濱に假設された軍事病院が東京下谷に移されて大病院となるや、其の院長として傷病兵の治療に従事すると共に講筵を開いてゐる。かくて其の門より池田謙齋、石黒忠恵、佐々木東洋等を打出するに及んで、幕末から維新にかけて専ら行はれてゐた唯一の西洋醫學なる蘭醫學に代つて、英醫學が最も新しいものとして、我が國全醫界を風靡せんとした。然しながら、此の時大學東校の校務を執掌してゐた權大頭相良知安、岩佐純等は、獨逸醫學の卓絶せるを知悉し、其の採用方を政府に進言したので、茲に英米醫學から獨逸醫學へ移らんとするに至つたのである。とはいへ、當時は英米二國を以て歐洲文明の總てを代表するものと信じ、萬事を之に則らんとするの時代であつたから、容易に實現を見るに至らず、明治三年二月に及んで、政府は獨逸醫學を採用することに決し、翌三月、時の獨逸公使フォン・ブランドとの間に獨逸陸軍々醫ミユルレル、海軍々醫ホフマンの二名を三年間僱聘するの協定を結ぶに至つた。かくて翌四年、ミユルレル等が來朝して大學東校の教頭として學制の改革に當り、新に學科課程を定むること等に盡力したので、此より後我が國に於ける醫學、醫育等は、専ら獨逸醫學に準據することとなり、獨逸醫學全盛への一路を辿ることになつた。

右の如く政府に於いて蘭・米・英醫學より獨逸醫學に範をとることになつたので、流石一時盛名を恣にした英醫ウイリスも東京を去つて鹿兒島に赴き、醫學校兼病院に於いて教授に任じ、次いで同十四年本國に歸つたが、然し其の門より輩出した者に高木兼寛、加賀美光賢、三田村忠國等があり、就中後年海軍々醫總監となつた高木兼寛に依つて、海軍軍醫社會及び成濟學校、慈惠病院醫學校出身醫師の間に英醫學は長く其の跡を留めた。